

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號二第 卷二十二第

行發日一月二年五十正大

論叢

國際課税の主義論争……………法學博士 神戸 正雄

單一税の實現性……………法學士 汐見 三郎

純正現象學の方法論及び問題論……………文學博士 米田庄太郎

萬民經濟交通の發展……………法學士 作田 莊一

時論

勞働爭議調停法案に就て……………法學博士 河田 嗣郎

說苑

露國金融制度の變遷……………經濟學士 谷口 吉彦

スミスの植民地觀に關して……………法學博士 山本美越乃
再び矢内原教授に應ふ……………

雜錄

神社救貧制度の一例……………經濟學士 黒 正 巖

法令

營利職業紹介所事業規則

(禁轉載)

時論

勞働爭議調停法案に就て

河田 嗣 郎

一

内務省社會局は勞働立法に關する事業の一として、勞働組合法案を作製すると共に、また勞働爭議調停法案を作製し、法案は行政調査會の審議修正を経て、今回議會に提出された。勞働組合法案と爭議調停法案との間には、直接なる内容的關係があるわけではないが、その編成が共に行はれるに至つたことは、勞働立法の進捗上喜ぶべきこと、いはねばならぬ。

法案に就いて見るに、爭議の調停は或種の業務を限り行はれんとするものであつて、(一)蒸氣又は電氣其他の動力を使用する鐵道軌道又は船舶に依り公衆の需要に應ずる運輸業、(二)公衆の用に事供する郵便電信又は電話の事業、(三)公衆の需要に應ずる水道電氣又は瓦斯供給の事業、(四)第一

號乃至第三號の事業に電氣を供給する事業にして其休止が第一號乃至第三號の事業の進行を著しく阻害するもの、(五)其他公衆の日常生活に直接關係ある事業にして勅令を以て定むるもの、(六)陸軍又は海軍の直營にかゝる兵器艦船の製造修理の事業にして勅令を以て定むるもの(第一條第一項)を以、其の範圍とせんとして居る。即ち此等は所謂公益的な性質を帯びた事業及び軍事に關係ある事業であつて、夫等がたとへ營利會社の事業として行はるゝども、此等の事業に於て勞働爭議の生ずる際には、之を公益上より見るも、又軍事上より見るも、速かに平和的に解決の行はれるを可とし又必要とする所から、先づ此等の事業範圍内に於ける爭議に關して調停の行はれることとせんとするのである。

法案の定むる所によれば、此等の事業に於て勞働爭議の發生したるときは、行政官廳は當事者の請求に依り調停委員會を開設するを得るものとし、又當事者の請求なき場合といへども行政官廳に於て必要ありと認めたるときは、同じく調停委員會を開設するを得るものとして居る。

然るに法案はなほ上に掲げたやうな事業以外の事業に於ても、當事者雙方の請求があれば、行政官廳は調停委員會を開設することを得るものとし、從て法案の定むる所では、調停はともかく一般的に行はれるを得るものとして居るのである。たゞ其の行はれるに就いて、法案に列擧されたる事業に於ける爭議ならば、當事者の請求あるにより、又その請求なくとも行政官廳が之を必

要と認めたる場合には、調停委員會が開催せられるけれど、其他の事業に在つては、たゞ當事者双方の請求ある場合に限り調停委員會を開催するものとして、兩者間の區別をつけて居るのである。社會局作製の原案にはたゞ列擧されたる種類の事業に於ける爭議に關してのみ調停の行はれるものとしてあつたが、後に行政調査會の修正により、列擧以外の事業に於ても當事者双方の請求あれば調停委員會は開設せられ得るものとせられたやうである。

仍て之に就いて考へるに、爭議當事者双方の意思が合致して調停を請求する場合に調停委員會の開設せられるは、當事者双方が之を希望するが故に然かせられるものなれば、格別問題となることはないが、今たゞへ其事業が直接に公益及軍事に關係のある事業なればとて、當事者の一方のみの請求あるに依て調停委員會が開設せられたり、又當事者の請求はないのに、たゞ行政官廳に於て必要ありと認めたるだけで、調停委員會の開設せられたりする場合に就いては、種々の疑義が生ぜざるを得ない。即ち當事者の一方のみの請求あるに依て調停委員會が開設せられる場合には、相手方たる當事者はその請求を爲さざるに爭議が調停に附せられるのだから、それは相手方たる當事者にとつては、一種の強制調停たる性質を帯ぶることゝならざるを得ない。まして當事者何れもその請求を爲さざるに行政官廳が之を必要と認むるに依り調停委員會の開設せられる場合には、當事者双方にとつて事件は強制調停に附せられることゝなる。斯かる強制調停に關し

て勞働爭議の當事者は果して如何に之を見るか。

多くの場合に於て勞働爭議は勞働者側が或種の新たな要求を雇主側に持かけるか、さなくば従來の勞働條件を維持せん爲めに要求を齎すかであつて、大抵は勞働者側が積極的に働きかける方で、使用者側は消極的に受身に立つのである。従て今爭議の調停が行政官廳の見込に依て行はれる場合には、使用者側は之を歓迎する側に立ち勞働者側は餘り之を喜ばない事情に在ることが多數の場合であらう。尤も事情の逆であるやうな場合も有り得べきだが、その少なかるべきは想像し易き所である。又當事者の一方が調停を請求する場合についても、使用者側がその請求者たる場合の多くして、勞働者側がその請求者たる場合の少かるべきも、容易に想像し得る所である。此の場合にも亦例外的には逆の事情の存することあるべきは謂ふ迄もない。されば今上に述べたやうな意味に於て一種の強制調停の行はれるについて、之を喜ばず之を苦痛とし又不當とする考の起り易いのは、多くの場合勞働者側たるべきは疑なき所である。其事は之を現時の勞資關係一般の状態より推すも正に然るべき所と見得られる。

即ち勞働者は折角勞働條件の維持改善等の爲めに使用者に要求を齎して其の結果爭議の起つて居る際に、それが使用者側の意思によつて調停に附せられたり、又は行政官廳の意思によつて調停に附せられたりするに於ては、折角戦はんとする鼻を折られたり、要求すべきだけの要求を十

分に要求し得ざることを恐れたりする所から、多くの場合に於て調停を喜ばざることを得ないものである。従てかゝる一種の強制調停に對しては、之を不當と見、場合によつてはそれは労働者の権利を制限するものとして、かゝる制度を不都合と思はざるを得ない事情に在る。

運輸事業や通信事業や水道瓦斯電気等の供給事業やは、直接に公衆一般の生活に關係し、公益的性質に富む事業たるには相違ないが、さればとて、此種の事業に従事する労働者は、其の労働條件等について要求し得べき所をも要求し得べからずとせられる筈はなく、労働者として有する権利に至つては、他の普通の事業に於けると異なる理由はないのだから、さうして又軍事關係の事業の労働者も亦同様だから、今斯かる事業に従事するの故を以て、一種の強制調停に服せざるべからざることを爲るに於ては、それは甚しく他の事業に従事する労働者よりも不利——少くとも権利の制限せられたる地位に立たせられるものとして、之を不満とせざるを得ざる次第である。

労働者が労働條件の維持改善其他その境遇の改善の爲めに要求し得る所の権利は苟も労働者たる限り當然に有する権利で、謂はゞ労働者の根本権であるから、その権利が事業の性質に依て制限せられる筈はない。従て今かゝる公益的及軍事關係事業のみを他と區別して、之に従事する労働者に限り、一種の強制的なる争議調停に服せしめんとするは、不當ならざるを得ないと考へる

次第である。

されば労働者側よりいへば、労働争議の調停に關して、たとへ事業が如何なる種類の事業たるにせよ、ともかくも強制調停は労働者として飽迄排斥せなければならぬとする考の存するは、否み難い所である。

労働者中に在つても社會主義的見地を有する者に至つては、強制的調停なると否とに拘らず一概に労働争議の調停制度そのものを否認し排斥する態度を以て居る。即ちその觀る所を以てすれば、現時の資本主義的企業制の下に在つては、労働者と資本主とは到底利害の一致せないものであつて、労働條件其他について兩者間に協調的な和合を見出さんことは到底不能事である。されば今調停に依つて争議を和解せしめんとするは徒勞のことたるに過ぎず、かゝる妥協は兩者間に何等かの共通の利害あつて甫めて行はれ得べきことであるのに、勞資間にはその共通なるプラットフォームがないのだから、双方歩み寄りて手を打つべき餘地は存せない。労働者は資本主企業家に對してはたゞ經濟的に戰を爲すべきのみであつて、戰ふといふことは即ち労働者の境遇を改善すべき唯一の道であり、又労働者が企業家に對して戰ふといふことに依てのみ現時の資本主義的企業制は漸次に改廢せられ得るものである。さればその戰を未然に防いだり又之を妥協的に和解せしめんとする調停制はたゞ一時を糊塗するものたる以外の効果を有するものでなく、然かも

その一時的なる纏繞策が、勞働者の爲めには段々其の戰鬥力と戰鬥意思とを弱むる働を爲し、やがて其の境遇に安住せしむる催眠劑となつてしまふ虞があるといふのである。

かゝる見地は固より現今の勞働者一般が之を懷いて居るわけではなく、勞働者中には随分爭議調停制度を是認するものもあり、勞働組合の如きにしても此の制度を是認し之を運用する立場に在るものもある。併し之を一般的にいつて、同じ爭議調停制にしても、勞働者自ら進むで之を請求する場合の外、他より強制的に爭議を調停に附する制度に對しては、反對なる態度を持する傾向の強いことだけは、否み難い所である。

我が勞働爭議調停法案に關しても、右の意味からして、たとへ公益的事業及軍事關係に限られたりとはいへ、爭議が一種の強制調停に附せられる定めなることに對しては、勞働者側には多くの反對意見あるべきを思はなくてはならぬのである。

二

提案されたる勞働爭議調停法案は、一種の強制調停制を定めんとして居るが、尤もその強制は事件を調停に附するや否やについて、全然これを當事者の意思のみには委かせないで、或種の事業に關しては當事者一方の意思のみに依ても、又行政官廳の意思に依つても之を調停に附し、調

停委員會を開設することあるべしといふに過ぎない。即ち調停の強制が或場合に行はるゝことあるべきを定めんとするものである。

然るに強制調停といふ中には、此くたゞ事件を強制的に調停に附するといふ以外に、一旦調停に附したる以上は其の調停委員會の定めたる調停條項をも強制し、當事者は厭應なしに之に服従しなければならぬ制度とすることも考へ得られる。即ち調停をば一種の裁判的のものとなし、調停條項による裁決を以て事件をば裁判的に解決する制度である。さうして強制調停制といへば、斯くの如く事件を調停に附することも強制的なれば、又之を調停條項に服従せしむることも強制的なるに於て甫めて完全なる強制を度たり得るものと見て差支ない。

併し此くの如く事件が調停に附せられることも、又その調停條項も、共に強制的に行はれることになれば、それは最早和解でもなければ居中調停でもなく、實質的には強制裁判たるに外ならぬ。されば労働爭議仲裁々判にあらざる限り、調停制として此かる強制を行ふべき性質のものである。調停としてはたとへ事件を或場合に限り又は一般的に強制的に調停に附するにしても、調停機關に於て定めたる調停條項に服すると否とは、之を係争當事者の自由意思に委かすことゝし、強制しないのが普通である。たゞ仲裁々判に在つては、それが元來裁判たる性質のものであるから、一旦事件が之にかけられたる以上は、その裁判は當然に強制せらるべきものであつて、其

點が調停と異ならざるを得ない。その代り裁判は公法的のものにあらざる限りは、事件を強制的に裁判に附することなく、私法的な所謂民事裁判に在つては、事件を裁判にかけるか否やは當事者の意思に待つこととし、たゞその意思が當事者一方の意思であればよいとするが普通である。

勞働に關する仲裁々判とても大體に於て之に則るべきは勿論である。

所で今我國で問題になつて居るのは、勞働仲裁々判制ではなく、調停制度たるに過ぎぬ。さうして調停である限りは、その調停の効果は裁判上の和解の行はれるものと爲すが普通であるから、調停機關の決定する所は勿論判決たる效力を有せず、幸にして調停成立すれば和解の出來上つたものとなり、たとへ調停條項は定まるとも、當事者の双方又は一方が之に服しなければ、調停は不成功に終り和解の成立せざるものとなる外はなく、調停機關として之を當事者に強制すべき權能は認められない。此の意味に於て調停機關は一種の和解機關である。勞働爭議に關しても和解 (conciliation) は即ち當事者のみの直接交渉 (negotiation) によつても成立し得るが又居中調停 (mediation) に依つても成立し得る。併し居中調停はそが和解的調停たる限り所謂仲裁 (arbitration) とは異なるもので、兩者はその機關の別々なるべき筈のものである。

我が爭働爭議調停法案によれば、調停は原則として調停委員會開會の日より十五日内にその手續を結了すべきものとし、場合により之を延長するを得るものとして居る。(第九條及第十條) さ

うしてその手續の結了したる場合に於ては調停委員會はその顛末を行政官廳に報告するを要するものとする。(第十六條第一項)所で今その手續の結了と共に勞働爭議が解決すれば問題は殘らぬが、若し勞働爭議解決するに至らなかつたときは、調停委員會はその報告に委員會の決議せる爭議調停案及び之に關する少數意見を表示するを要する定めになつて居る。(第十六條第二項)尙又行政官廳は右の報告を受けたらばその報告の要旨を公表すべしとして居る。但し勞働爭議解決したる場合に於て當事者一方の選定したる委員全員が豫め反對の意思を表示したるときは此限にあらず。(第十七條)

されば法案によれば、調停委員の調停に依て爭議が解決すればよいが、若し解決しなかつた場合には、調停委員會としては當事者に對しては其上爲し得べき所なく、たゞその決議した調停案と之に關する少數意見を行政官廳に報告するを要するのみである。さうして行政官廳は調停の成り立たなかつた場合には、調停委員會からの報告は必ずその要旨を公表すべき定めであるから、つまり調停の成り立たなかつた際には、その調停案と少數意見とが世に公表されるだけのこととで、謂はゞ世間をして公平に之について考へしめ、これだけ骨を折つたが調停は成り立たなかつた、成り立つのが無理か成り立たなかつたのが無理か公平に考へて貰ひたいといふだけのことをするに過ぎないのである。

斯く法案に於て、調停上の決定を當事者に對して強制しないことになつて居る點は、勞働者に取つては、調停が既述の如く強制的に開催せられ、當事者としての勞働者側は之を欲しない場合にでも事件が調停に附せられる制度を其の效果に於て多少緩和することになつて、やゝ其邊が樂くなる次第である。従て事件こそ調停に附せられても、當事者は調停案が氣に入らなければ之を拒絶するを得る自由を有するから、之が爲めに、主張すべき權利を著しく制限せられたり、要求すべき利益を著しく抑へられたりする恐はなくなるわけである。けれども之を勞働者側からいへば、事件を調停に附するといふこと自體が、その要求の貫徹特には勞働運動上都合よからぬやうな場合もあること、前に述べた通りであるから、調停案の強制こそなければ、たゞそれが無いといふだけで調停の強制の行はれるといふことから生ずる迷惑を免れることにはなり得ないと思はれるのである。

そこで問題は更に轉じて、爭議が調停に附せられ、調停が進行しつゝある期間に於ける當事者の行動の自由が保持せらるゝや、それとも其間その自由に制限が加へられるやといふ點に於ても表はれて來ざるを得なくなる。さうして此點に關しても同じく爭議の當事者ながら、勞働者の感ずる利害は使用者の感ずる所よりも一層痛切ならざるを得ず、従て問題の意義の重心はやはり勞働者側に落ち來らざるを得ないのである。

勞働爭議調停法案第十九條の規定によれば、上に掲げたる運輸業、通信業其他の公益的事業及軍事關係事業に於ける勞働爭議に關して調停委員會の開設せらるべき通知が行政官廳より爭議の當事者双方に對して爲されたるときは、現に其の爭議に關係なき者は、その調停の手續が終了する迄は左に掲ぐる目的を以て其爭議に關係ある使用者又は勞働者を勸誘することを得ざるものとなつて居る。左に掲ぐる目的とは(一)使用者をして勞働爭議に關し作業所を閉鎖し作業を中止し雇傭關係を破棄し又は其勞務繼續の申込を拒絶せしむること、(二)勞働者の集團をして勞働爭議に關し勞務を中止し作業の進行を阻害し雇傭關係を破棄し又は雇傭繼續の申込を拒絶せしむることである。

是に因て觀れば、法案の規定する所は、爭議が調停に附せられた以上は、その手續が終了するまでは爭議の直接なる當事者以外の者は、使用者側に對してロツクアウトを爲すべく勸誘したり勞働者側に對してストライキを行ふべきことを勸誘するを得ざるものとするのである。然るに此點に關しては行政調査會に於ては種々の意見が出たやうであつて、最も強き意見を有するものは調停手續進行中は公益事業については同盟罷業及び作業所閉鎖を禁止し併せて罷業及び閉鎖の勸

誘を爲すことを禁止すべしと爲し、次に強き意見を有する者は、調停手續進行中は公益事業たる
と否とを問はず、同盟罷業及び作業所閉鎖の勧誘を爲すことを禁止すべしとした。更に又或意見
では調停手續進行中は公益事業については係争者たる否とを問はず同盟罷業及び作業所閉鎖の
勧誘を爲すことを禁止すべしと爲し、又或意見では調停手續進行中は公益事業については係争者
以外の者が同盟罷業及び作業所閉鎖の勧誘を爲すことを禁止すべしとした。さうして此所にいふ
係争者とは現實に爭議を爲せる使用者及び勞働者なりとする意見と、此等の者以外にその屬する
使用者團體又は勞働者團體の役員その他の執務者をも含ましむべしとの意見が分れたること
ある。

さうして此等の多少づゝ異なる意見につき各々其の理由とする所の新聞紙上に公にされたるも
のを見れば、先づ最も強い意見として上に掲げたるもの即ち調停手續の繼續中は公益事業につい
ては同盟罷業及び作業所閉鎖を禁止せんとする者の理由とする所は(一)爭議を調停に依て解決せん
とするは平和的手段を以て事を圓滿に治めんとする主旨に出づるものであつて、彼の同盟罷業や
作業所閉鎖が他迄鬪争手段として行はれるのと全然その立場を異にして居る。兩者は到底兩立し
難きものなるに、今公益事業について平和手段により爭議を圓滿に解決せしめんと欲して調停の
手續を執り乍ら一方に於ては同盟罷業や作業所閉鎖を自由に行はしむることに放任するに於て

は、これ實に調停制度を設くる趣旨に反るものと謂はねばならぬ。(二)交通運輸事業や通信事業や水道瓦斯電氣等の供給事業やの如きは社會の人々の日常生活と最も密接な關係を有しその必要缺ぐべからざる事業であるのに其等の事業が突如として休止さるゝは一般國民の生活を脅かすものと謂はねばならぬ。されば今此等の事業に於て爭議の生じたる際これを調停に依て解決せんとするは右の如き作業休止に依る國民一般の迷惑を除き社會生活をして平安ならしめんとする主旨に出づるものたるに外ならぬ。さればこそ此等の公益事業を選むで特に此等の事業に於ける勞働爭議を調停に依て解決せんとするものなれ。然るに一方に調停の手續を行ひ乍ら他方同盟罷業や作業所閉鎖を禁止せざるに於ては、調停制度は甚だその主旨を貫かざるものたるを免れ難い。(三)特に鐵道、郵便、電信、電話等の如き官業による公益事業に在つては豫算の關係上常に必ずしも急速に勞働者の要求を容れ難い場合がある。然るに今此點について勞働者と十分なる諒解を遂ぐれば爭議は圓滿に解決する見込もあるやうな場合に、突如として同盟罷業を爲す自由を與へて置くに於ては、折角圓滿に解決すべきものも解決し得ざることゝなつて調停制度の効果を少なからしむるものごせなければならぬ。(四)成程同盟罷業を爲すことは勞働者の有する唯一の有力な武器たるに相違なけれど、今調停手續の進行中その罷業を禁止したからとて、それが爲めに全然その權利を蹂躪し武器を奪ふことにはならぬし、又禁止は使用者側に對しても同様に作業所閉鎖を行ふ

べからずといふことに於て行はれる次第なれば、獨り勞働者に對して酷なるものではなく、其間公平の失はれる恐はないといふのが大體その理由とする所の主要點である。

次に調停手續進行中は公益事業たるを否とを問はず同盟罷業及び作業閉鎖の勸誘を禁止すべしとする意見の理由とする所は、(一)公益事業たるを否とを問はず、調停手續進行中といへども同盟罷業及び作業閉鎖を禁ずるは不可なりとするも、苟も調停手續の開始されたる以上はその結果を妨ぐる行爲を禁ずるは制度をして有效のものたらしむべき道なれば、罷業又は閉鎖を勸誘する行爲は之を禁止すべきものなりといふに在る。

次に公益事業に關しては、調停の手續進行中は係争者たるを否とを問はず、罷業及び閉鎖を勸誘することを禁ずべしとする意見と、係争者以外のものが勸誘を爲すを禁ずべしとする意見とは、公益事業なればとて調停手續の進行中同盟罷業や作業閉鎖を禁じ得べきものではないが、然し事公益に關する事業なれば、此等の鬭争手段の齎す損害を成るべく回避する道を講ずることは當然としなければならぬ。されば罷業や閉鎖の勸誘をなすを禁ずべしするのである。たゞその勸誘を禁ずるについて一方の意見は、罷業や閉鎖が爭議當事者の自發的決意に出でたものなら致方がないから、たゞ第三者が之を勸誘するを禁ずるに止むべしとし、他方の意見は苟も罷業や閉鎖の行はれるに依り生ずる公衆の迷惑を成るべく回避せんとするならば、爭議當事者たるを否

とを問はず他人を勧誘して罷業や閉鎖を行はしめんとする行爲は之を禁止すべきものなりと爲し、両者が相岐れて來るのである。さうして尙係争者の範圍については之を廣く解せんとす意見と狭く解せんとする意見とが分れ、一方はたゞ現實の争議當事者以外の者は尙も勧誘を爲すを許さるべきものにあらずと見、他方は勞働組合の認めらるゝ限り又使用者團體の認めらるゝ限り、その團體本來の性質及び任務より見るも、其の役員其他の執務者が罷業や閉鎖の勧誘を爲すは禁せらるべき筈のものにあらず、彼等が之を爲すはその任務を盡すものたるに外ならずと見んとするるのである。

以上種々なる意見の中調停法案として示されたる所のもの、採れる所は、成るべく勞働者の罷業と使用者の作業所閉鎖との自由を残し置かんとする主旨により、たゞ公益事業に限り、調停手續の進行中罷業や閉鎖の勧誘を有すを得ざるものとする意見である。然かもその勧誘を禁止さるゝ者の範圍については係争者の意義を狭く解して現に争議に關係なき者は勧誘を爲すを得ずとする意見を採用したのである。

四

仍て今此等の意見に就いて考へて見るに、先づ公益事業に在つては調停手續の進行中は罷業及

び閉鎖を禁止すべしとする意見は、調停の制度を制度として効果多きものたらしめんとする考から出て居るのであつて、其の點から見れば一應尤な議論のやうに見へるけれども、元來勞働者に取つては、罷業を行ふといふことは、勞働上に於ける其の要求を貫徹せんが爲の手段としては最も有效なる手段であり、使用者側に對して用ゆべき武器としては殆んど唯一の有力な武器であるから、たとへ調停手續の繼續中に限つたことではあるにしても、よし一時的たりとも其の權利行使が妨げられ、その武器を用ひ得ざるものとせられるに於ては、それは勞働者に取つては甚大の苦痛たり又損失たらざるを得ない。殊には罷業を行ふには乗すべき最も都合のよい時機があつて、其の機會を逸するに於ては罷業は結局實行し得べからざることゝなつたり、又行つても効果の薄いものとならざるを得ざる恐が少くない。然かも調停の手續の繼續する時期の如きは罷業を行ふべきための時機としては甚だ大切な時期たる場合が少くないのだから、其の期間罷業の禁止せられることは、勞働者としては最も苦痛とする所で、斯くては事件が調停に附せられたといふことだけで其の事實が已に大いに勞働者に不便と不利とを與へ、元來公平なるべき調停をして勞働者に不公平なる損害を與ふることゝなるをも免れ難い。

此の事情は事業の性質の如何によつて變るべき性質のものではないから、たとへ公益に關係ある事業なればとて罷業を禁止すべきにあらず、之を禁止するに於ては此種の事業に従事する勞働

者は事實上は罷業權に大なる制限を加へられる、ことならざるを得ない。特に法案の採れるが如く調停を當事者の一方のみの請求により又は行政官廳の必要と認むるに依りて稍々強制的に開設するものと爲すに於ては、勞働者は使用者側の請求や官廳の見込によつて爭議を調停に附せられ然かも其間罷業を禁止されて戰略の鼻を挫かれ、又其間結束を切崩されたり、さなくも少くとも熱をさまされて、直接間接に大なる不利と不便とを被らざるを得ざることとなる。

尤も罷業の禁止は他方使用者側に對して作業所閉鎖の禁止せられることに依て平均せられるやうで、獨り勞働者のみが迷惑するのではないやうにも見へるけれど、それはたゞ紙上の公平論たるに過ぎない。實際に於ては企業家側の作業所閉鎖と勞働者側の同盟罷業とは、勞働に關する闘争武器としては目を同うして語るべからざるものあり、特に之を行ふについての時機等に關しては、後者は遙かに敏感に利害關係を感じる性質のものであるから、兩者が同様に禁止されたからとて、其の結果は決して公平なるを得ず、爲に勞働者の被る不利益は遙かに多大である。

尙又罷業及閉鎖の禁止を行ふべしとする主張は、通信運輸業や水道瓦斯電氣等の供給事業やの如きは直接に公衆生活と關係を有する公益的事業なるが故に、市民の生活を安定せしむる意味からも調停手續進行中は罷業及閉鎖の禁止をしなければならぬとするのだが、それは此種の事業に於ては全然罷業や閉鎖を爲すを得べからずとするものならば兎も角（實際そんな禁止の出来るも

のではないが) 苟も此等の事業に従事する者と雖も罷業や閉鎖を爲し得るものたるからには、たゞ調停手續の進行中だけ之を禁止したからとて、それに依て著しく公衆生活の安定が得られるものではない。その安定は多く得られないに拘らず前述の如く之が爲めに勞働者の被る迷惑は多大なりとせば、たゞ公衆の利便だけを見て勞働者の迷惑は之を犠牲にしてもよいといふわけには行かない。元來現時の罷業の如きは其の進歩せるものは突如として無警告に行はれるものではなく、大抵は一定の警告期間を置いて豫め日時を期して其の定められたる時期より罷業は開始せられるものであるから、一般公衆は其期間内に應急策を講じ得べきものである。それに又勞働者としては罷業に對する社會の同情の有無を氣遣ふことに於ては通信運輸業の如きに從事する者は最も敏感なのであつて、然も亦罷業の成否が社會一般の之に對する同情の有無厚薄に依て別れる所も多大な次第なれば、たとへ罷業の自由が其儘に残し置かれたればとて、猥りに公安を紊るやうな突飛な罷業の行はれるものにあらざるは、賄易き所である。何れにしても罷業が勞働者の權利であり又唯一の有方なる武器であるからには、たゞ事業が公益に關係ありといふだけの理由で以て罷業の自由を奪ふべきものではない。現今の如く經濟界が有機的に造り上げられたる社會經濟の時代に在つては、何れの産業といへども社會一般の利害に關係せざるはなく、公益的事業といふことも中々一概に定め難き事情がある。公益事業といへば何れも公益事業であり利益事業とい

へば大抵皆利益事業といへるやうな有様なのだから、特に通信運輸事業や水道瓦斯電氣等の供給事業のみについて、其の従業者に罷業を禁止せんとするが如きは、たとへ之が調停手續進行中だけのことたりとも、決して其の労働者に對して親切なる態度とは謂ひ難い。

すべて斯くの如くなるが故に罷業や閉鎖を禁止せんことは、たとへそが公益事業及軍事關係事業に限らるゝとも、又調停手續進行中に限らるゝとも、現時の労働運動の理論と實際の必要よりいへば、妥當のことゝは謂ひ得られないのである。従て次に罷業や閉鎖を勧誘することを禁止せんとする意見も、同一様の理由に依つて妥當なる意見と謂ひ難いのである。

次に調停手續の進行中は公益事業たるを然らざるを問はず一般的に罷業及閉鎖の勧誘を爲すことを禁止せんとするの意見は、たゞ調停の實を擧げるといふことのみを考へて労働者の權利を顧みるを忘れたる議論であり、又見様によつてはともかくも罷業の如きを行はざらしめんとし、労働者をして其の機會を逸せしめんとする資本家的の議論たる議を免れ難い。法案に掲げられたる種類の公益事業にあらざる普通の營利事業に於ては、爭議を調停に附することからが已に當事者双方の請求がなくてはならぬとせられる位であつて、之を強制的に調停委員會の調停にかけることをしないものとして法案も定めて居るほどであるから、たとへ調停手續が繼續中なればとて、罷業や閉鎖の勧誘を禁止すべき理由は毛頭無い。論者或はそれは罷業や閉鎖の禁止ではなく

て勸誘の禁止だから差支ないではないかといふであらうが、普通の營利事業について、たとへ調停手續の繼續中なりとも當事者双方の合意あるにあらずして、罷業や閉鎖の禁止を行ひ得べきものにあらざるは、苟も勞働法規上の議論としては言を俟たざる所であつて、それは議論にはなり得ない。さうして罷業や閉鎖の勸誘といふことは此等のこと特に罷業が多數者の團結によつてのみ行はれ得るもので、勞働組合が最も中央集權的に出來上つて居るもの以外に在つては、勸誘なくしては其の實現は考へ得られないほどのことであるからには、その勸誘の禁止されることは罷業そのもの、禁止されると實際的には殆んど異なる意義を有するものである。従て罷業そのもの、禁止の行ふべからざるものなる限り、之が勸誘の禁止も行はるべき筈のものでない。

右二様の意見について其誤れるを述べたると同じ理由により、次に調停手續進行中公益事業に就いて同盟罷業及び作業場閉鎖の勸誘を禁止すべしとの意見も、不當の意見たらざるを得ない。たとへ公益事業たりとも罷業や閉鎖の禁止の行はるべきものにあらざる限り、その勸誘を爲すことの一般的に禁止せらるべきものにあらざるは、特に罷業については勸誘に依て甫めて罷業の成り立ち得る性質より之をみて當然のことといふべきである。況んや勞働組合が公認せられんとする時代にあつて、其の組合が組合としての意義を發揮し任務を盡し効果を擧げん爲めには、かゝる一般的なる勸誘の禁止の行はるゝことは、勞働組合主義に反するものであつて、若しかゝる禁

止が行はるれば、労働組合は折角存立して居ても、まさかの時に物の用を爲さざる戦闘力の弱い效能の薄いものとなつてしまふ外はないのである。

最後に調停手續の繼續中は公益事業については争議の當事者以外の者が罷業や閉鎖を勧誘するを禁すべしとの意見は、その當事者の意義を廣く解すると狭く解するにより、労働組合主義を承認しその効果を發揮せしむることゝなると否との岐るゝ所となる次第だが、之亦何れにしても徹底せる意見たるを得ないのである。即ち係争當事者の意味を狭く解して其の以外の者が罷業や閉鎖を勧誘することゝなれば、當事者にあらざる限り労働組合の役員や其他の執務者の如きもその勧誘を爲し得ざることゝなつて、労働組合はやはり右述の如く甚だ力なきものとなり、此の意見も亦其の結果に於ては右に掲げたる意見の如く一般的に罷業や閉鎖の勧誘を禁止すべしと爲すものど多く選ばざることゝなる。さうして係争當事者の意義を廣く解する側の意見に於ては、労働組合の役員其他の執務者は勧誘を爲すを許されることになるから、事情は右に比較してやゝ緩和され労働組合主義は大分多く承認せられ労働組合の働も大分多く表はれ得ることゝなる。併し乍ら此の意見の如くしても、労働組合員が總體的に罷業の勤誘援助を爲すことは許されぬから、たゞ労働組合主義は部分的に承認せられるに過ぎないで、十分徹底的に労働組合主義の効果を發揮せしむる所以とはなり得ない。されば此の二様の見地は其間多少の相違こそあれ、労働運動の

立場からいへばやはり不徹底を強ゆるもので、何れにしても勞働者に取つて双手を擧げて歓迎すべきものではあり得ない。

五

總て上に論ずるが如くなるを以て、調停手續繼續中に、如何なる程度に於ても勞働運動に對して制限を加ふることゝ爲すべしとする見地は、勞働者の喜び得ざる所であつて、我が勞働爭議調停法案が、上に掲げた意見中直接なる係爭當事者以外の者は、同盟罷業及び作業場閉鎖の勧誘を爲すことを得ざるものと定めて居ることも、之を勞働者の側よりいへば、甚だ好ましくからざる規定たらざるを得ないのである。

勞働者の側からいへば、たとへ調停手續進行中なりとも罷業の決行及び其の勧誘については何等の制限の加へらるゝことなく、全然その自由が保たれるを希望するのであつて、然かもその希望は決して無理な希望でもなければ、我儘勝手でもない。實に現時の勞働運動上當然に要求し得べき所のものであつて、罷業權の權利としての尊重は之に依てのみ實現され得る。

此の自由が残さるれば、たとへ爭議は公益事業及軍事關係事業に關しては勞働者側の意思によることなくして、調停に附せられ、その意味に於て強制調停が行はれることになつても、實質的に之が爲に勞働者の權利が侵害され利益が傷けらるゝことはない。然るに爭議は強制的に調停に附せられ、然かもその調停手續進行中は係爭當事者以外の者の罷業及閉鎖勧誘が禁せらるゝこと

になるに於ては、之が爲めに労働者は少からず罷業の勢を挫かれ、其の時期を遅らさるゝ恐あり、その結末の整ひ難きこと、なり又その戦闘力の鈍らされること、なる結果に陥ることあるべきを免れ得ないのである。たとへその禁止が使用者と労働者と双方に同様に行はれるにしても、迷惑を被るは主として労働者側たらざるを得ないのである。而してそれが労働組合運動を實質的に傷害しその發達を妨ぐる所の大なるべきは言ふ迄もない。

この観点から之をいへば労働争議調停法案が或意味に於て調停を強制すると同時に勧誘を或程度に於て禁止したることは、労働運動の爲めには好ましからざるものならざるを得ない。之に對して労働者側の反對あるは、當然のこと、謂はなければならぬ。若し公益事業及軍事關係事業に關しては調停委員會は行政官廳の之を必要とする場合には之を開設するこの止むを得ざるものありとする態度を採るにしても、調停手續進行中の労働運動に關する自由は何等の制限を加ふることにしないならば、労働者としての反對は多少緩和することになるであらう。併し更に進むで調停はすべて當事者双方の請求に依てのみ行はるべきものとし、全然之を強制しないことになるならば、労働者としても之に反對すべき理由はなくなつてしまふわけである。併し調停法案を立案するに至つた主旨と目的とはかゝる任意を行はんとするにあらず、公益事業及軍事關係事業に關しては強制調停の道を開かんとするに存したるべきは想像し易き所である。

尙ほ労働争議調停法案に就ては、調停委員會の組織方法其他について論究すべき幾多の重要點があるが、茲には之を論じない。機會あらば又所見を陳べるであらう。(二五、一、二五、)